

職業安定局

(派遣・有期労働対策部、雇用開発部)

職と人を結び、安心をつくる

職業安定局では、仕事を通じて豊かな生活ができるように、全国的なセーフティネットとしての職業紹介、失業時の所得保障を行う雇用保険制度の運営、障害者の雇入れ指導などの雇用対策に取り組んでいます。

Mission

人口減少が進む中で、社会の活力を維持するため、労働力人口の減少を抑制して、希望する方がいきいきと働ける社会を実現することが求められています。具体的には、若者、女性、高齢者、障害者などの就業を実現していくことが課題です。また、雇用の量だけでなく質の向上も個人・経済社会にとって重要です。グローバル化などの経済環境の変化により、例えば、非正規雇用労働者の割合が若者でも増加しており、キャリアアップや正規雇用労働者の処遇とのバランスの在り方も課題になっています。

さらに、雇用情勢は、景気の変動に伴い悪化したり改善したりしますが、景気悪化した場合だけでなく、景気が良い場合でも、成長産業での人手不足などの課題に対応するなど、機動的な対応が求められています。

政策紹介 1

ハローワークによる雇用のセーフティネット構築

現在、雇用のセーフティネットとして全国544ヶ所に設置した公共職業安定所(ハローワーク)においては、“働くことを希望する求職者”と“働き手を探す求人者”とを結びつける職業紹介業務をはじめとして、国民ひとり一人の就職を実現するための支援に取り組んでいます。

平成24年度に新たにハローワークを利用した求職者は約650万人であり、ハローワークの支援を通じて約200万人の就職が実現しました。

ハローワークでは、求職者ひとり一人との個別相談を通じて、今までの職業経験の振り返りや求職者自身の適性と能力の把握、就職に向けた課題の特定等をした上で、本人の希望に応じた就職を実現するための各種支援サービスを提供しています。また、求職者の適性や能力を踏まえた求人の開拓、申し込まれた求人条件の緩和指導などを実施することで、求職者にはその希望と能力に最も適合した職業を、求人者には雇用条件に適合した人材を紹介しています。



ハローワークでの職業相談

政策紹介 2

非正規雇用の方々のキャリアアップを支援する

パート、契約社員、派遣社員といったいわゆる非正規雇用の方々は、雇用者全体の3分の1以上を占めるまでに至っています。非正規雇用という働き方は、個人の多様なニーズを叶える働き方でもあります。一方で雇用が不安定、賃金が

Keyword 将来を見据えた雇用政策

目の前の課題への対応に加え、中長期的な雇用政策の検討も重要です。このため、学識経験者の研究会なども活用し、雇用政策の在り方を議論しています。

最近では、雇用政策研究会(座長:慶應義塾大学樋口美雄教授)において、今後5年程度で重点的に実施すべき雇用政策の方向性を検討し、報告書が取りまとめられました(26年2月)。

「仕事を通じた一人ひとりの成長と、社会全体の成長の好循環」を雇用政策の将来ビジョンとし、その実現のために「社会全体での人材の最適配置・最大活用」、「危機意識をもって『全員参加の社会』を実現」という軸と施策の方向性が示されました。また、この中で、労働力需給推計により2030年の我が国の就業者数のシミュレーションも行っています。

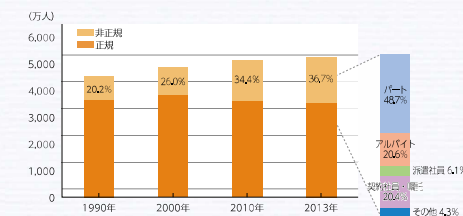
低い、能力開発の機会が乏しいといった課題があります。

厚生労働省としては、非正規雇用の約2割を占める、正社員を希望するいわゆる不本意非正規の方々の正社員への移行を支援するとともに、非正規雇用の方々の能力開発の支援や処遇の改善に取り組んでいます。

例えば、フリーターの若者などについて、「わかものハローワーク」などの全国の支援拠点で正社員就職に向けた個別・専門的な支援を行っています。また、企業内で非正規雇用の方々のキャリアアップの取組を行う事業主を助成金により支援しています。

これらの取組を通じて、正規・非正規にかかわらず、労働者が安心して働ける環境を整備しています。

正規雇用と非正規雇用の労働者の推移



資料出所: 1990年、2000年は総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2010年、2013年は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

平成25年度を振り返って

平成25年6月13日「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

平成26年2月6日 雇用政策研究会報告書とりまとめ

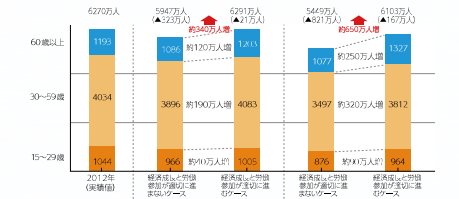
平成26年3月28日「雇用保険法の一部を改正する法律」の成立

このような検討の成果を活かし、将来を見据えた雇用政策を展開していきます。

労働力需給推計の活用による政策シミュレーション

「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲82.1万人(2012年比)となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約650万人増となり、2012年比で▲16.7万人に留まる見込みである。

2030年までの就業者シミュレーション(男女計)



政策紹介 3

政策手段を総動員しての障害者雇用の促進

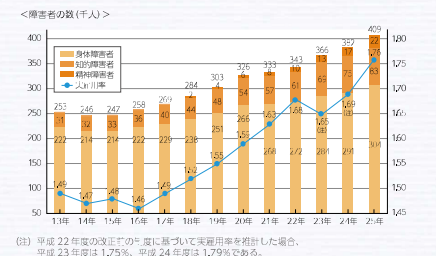
障害者の社会参加を加速し、障害者に温かい社会を作っていくためには、希望する障害者が仕事を通じて社会参加できる環境を作っていくことが必要です。

このため、法律により、企業に対して一定割合(法定雇用率2.0%以上)の障害者雇用を義務づけしており、全国のハローワークにおいて、企業に対して法定雇用率の遵守を指導するとともに、障害者雇用に向けた専門的な助言や、助成金による負担軽減措置などを実施しています。また、障害者本人に対して働き方の希望に応じた職業紹介、専門的な職業リハビリテーションの提供、就業・生活両面にわたる相談・支援などを実施しています。

さらに、関係機関とも連携しながら、知的障害や精神障害など、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うなど、障害者雇用を促進するための施策を総合的に実施しています。

障害者の雇用状況の推移

○民間企業の雇用状況 法定雇用率1.76% 法定雇用率達成企業割合42.7%
○法定雇用率には届かないものの、雇員数数は10年連続で過去最高を更新し、数・率ともに過去最高の伸び幅。障害者雇用は着実に進展。



(注) 平成22年度の改正法の年度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。